

市有財産（土地）売買契約書

売主 美唄市（以下「甲」という。）と、買主 （以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次の土地（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡す。

（1）所在地 美唄市

（2）地目 宅地

（3）地積 m^2

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として金 円を、この契約締結の日までに甲の発行する納付書により美唄市指定金融機関に納入するものとする。

2 前項の契約保証金は、第16条に定める損害補償の額又はその一部としないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が第4条第2項に定める義務を履行したときは、第1項の契約保証金を乙に還付するものとする。ただし、乙は、同項の契約保証金を売買代金の一部に充当することを甲に事前に申し出ることが出来る。この場合、甲は、同項の契約保証金を第4条第3項の定めにより処理する。

5 甲は、乙が第4条第2項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属するものとする。

（売買代金の支払方法）

第4条 売買代金は、金 円とする。

2 乙は、前項の売買代金を甲の発行する納入通知書により、平成 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

3 甲は、乙が前条第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出て、かつ、第1項に定める売買代金から前条第1項の契約保証金の額を控除した額について、前項に定める義務を履行したときは、前条第1項の契約保証金を売買代金に充当する。

（所有権の移転及び登記）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転する。

2 甲は、前項により売買物件の所有権が移転した後、遅滞なく所有権の移転登記を囑託により行い、登記に要する登録免許税その他の費用は、すべて乙が負担する。

（売買物件の引渡）

第6条 売買物件は、第4条による売買代金納入と同時に別に何等の手續を用いなくて、甲から乙に現状有姿のまま引渡すものとする。

（危険負担）

第7条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が甲の責めに帰することのできない理由により滅失し、又は毀損したときは、甲に対して 売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

（瑕疵担保）

第8条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

（権利義務の譲渡禁止）

第9条 乙は、本契約締結後、売買物件の引渡し完了までに、甲の承諾なくして本契約に基づく乙の権利義務を第三者に委任または譲渡、若しくは継承してはならないものとする。

（法の遵守の義務）

第10条 乙は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所 の用に供してはならない。

（実地調査）

第11条 甲は前条に定める事項について必要があると認めるときは、乙に対し所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することが出来る。

（違約金）

第12条 乙は、第9条及び第10条の規定に違反した場合、売買代金の100分の30に当たる額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、違約罰であって、第16条に定める損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

（契約の解除）

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合は、催告しないで本契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する日までに、売買物件の所有権移転登記の抹消登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（返還金等）

第14条 甲は、前条の規定により本契約を解除した場合は、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

2 乙は、前条の規定により本契約を解除された場合には、乙が売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費、その他の費用があっても、これを甲に請求できない。

（乙の原状回復義務等）

第15条 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

（損害賠償）

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、第12条に定める違約金と別に、乙にその損害に相当する金額を請求できる。

（返還金の相殺）

第17条 甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第12条、第16条の規定により甲に支払うべき金額のあるときは、これら全部又は一部を返還金と相殺するものとする。

（契約の費用）

第18条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第19条 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約外の事項）

第20条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 美唄市西3条南1丁目1番1号
美唄市長職務代理者
美唄市副市長 板東 知文

乙